

報告第14号

物損事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月8日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 81,561 円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年7月1日午前10時20分頃、中里小学校において、休み時間に児童が校庭でサッカーをして遊んでいた際、駐車場に停めていた相手方車両のフロント右側部分にボールが当たり、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第15号

自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月23日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 20,900円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年6月6日午後1時頃、花泉町涌津字一ノ町地内において、市営バスの運行管理業務等を受託している事業者の運転手が市営バスで市道吉田一ノ町線を走行中、市道花泉支所前線との交差点の手前で一時停止し、交差点左側から直進してきた相手方の原動機付自転車を確認したが、市営バスが先に通過できると判断して直進したため、相手方車両が市営バスに衝突し、右側のブレーキレバーなどを破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 95パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月12日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 32,473円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年7月1日正午頃、花泉支所保健福祉課の職員が花泉支所に戻るため、公用車で走行中、市道花泉支所前線から左折し支所駐車場に進入した際、前方を十分確認しなかったため、駐車場内の通路を歩行、横断していた相手方に接触し、けがを負わせた。

4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月18日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 46,309円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年9月7日午前7時39分頃、大東町沖田字霞沢地内において、市営バスの運行管理業務等を受託している事業者の運転手が市営バスで一般県道沖田渋民線を走行中、対向車両が中央線を越えて走行してきたため、衝突を回避しようとクラクションを鳴らし急ブレーキをかけて停車した際、市営バスに乗っていた相手方が前の座席に膝を打ち、けがを負わせた。

4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月7日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 57,057円

2 相手方

3 事故の概要

令和元年8月2日午後0時50分頃、盛岡市前潟地内の店舗駐車場において、藤沢支所建設課の職員が公用車を発進させた際、左側を十分確認しなかったため、駐車していた相手方車両のフロント右側部分を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

議案第85号

一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第25条に規定する単純労務者を除く。以下同条を除き「会計年度任用職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに第25条に規定する単純労務者の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「短時間会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

2 報酬は月額、日額又は時間額とし、給料は月額とする。

(短時間会計年度任用職員の報酬)

第3条 短時間会計年度任用職員には、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）との権衡、短時間会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い、任命権者が定める額の給料に相当する報酬を支給する。

(短時間会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第4条 給与条例第11条第1項に規定する職に任用された短時間会計年度任用職員のうち

規則で定める短時間会計年度任用職員には、前条の規定による報酬のほか、同項に定める額を超えない範囲内で規則で定める額の初任給調整手当に相当する報酬を支給する。

(短時間会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第5条 給与条例第10条の2に規定する職に任用された短時間会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額に、給与条例第10条の2に定める割合を乗じて得た額の地域手当に相当する報酬を支給する。

(短時間会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第6条 給与条例第13条第1項に規定する勤務に従事する短時間会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例(平成17年一関市条例第40号)の例により算定して得た額の特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(短時間会計年度任用職員の特地勤務手当に相当する報酬)

第7条 給与条例第14条第1項に規定する診療所に勤務する短時間会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、規則で定めるところにより算定して得た額の特地勤務手当に相当する報酬を支給する。

(短時間会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた短時間会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第11条の規定により正規の勤務時間中に勤務した短時間会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 短時間会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務

の時間が1月について60時間を超えた短時間会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

- 4 第23条の規定により一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）の適用を受ける職員（以下「勤務時間等条例適用職員」という。）の例により時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に短時間会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、第23条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により、週休日の振替等によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた短時間会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。
- 7 短時間会計年度任用職員が、第23条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（短時間会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬）

- 第9条 宿日直勤務を命ぜられた短時間会計年度任用職員には、その勤務1回につき、給与条例第16条第1項に定める宿日直手当の額を超えない範囲内において規則で定める額

を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の勤務は、前条、次条及び第11条の勤務には含まれないものとする。

(短時間会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬)

第10条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた短時間会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

(短時間会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬)

第11条 給与条例第17条に規定する祝日法による休日等(以下「祝日法による休日等」という。)(第23条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により毎日曜日を週休日と定められている短時間会計年度任用職員以外の短時間会計年度任用職員にあつては、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日)及び給与条例第17条に規定する年末年始の休日等(以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた短時間会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

(短時間会計年度任用職員の時間外勤務手当等に相当する報酬に係る1時間当たりの報酬額の算出)

第12条 第8条、第10条及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(短時間会計年度任用職員の報酬の減額)

第13条 短時間会計年度任用職員が勤務しないときは、第23条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により指定された時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

2 月額又は日額の報酬を受ける短時間会計年度任用職員の前項の勤務1時間当たりの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第14条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料の額は、給与条例適用職員との権衡、フルタイム会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等)

第15条 フルタイム会計年度任用職員に対する第2条の手当(期末手当を除く。)の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。

(会計年度任用職員の期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(第20条の規定によりその例によることとされる給与条例第25条第8項の規定の適用を受ける会計年度任用職員及び規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第18条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、

当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法)

第19条 会計年度任用職員の給料及び月額報酬の支給方法については、給与条例適用職員の例による。

2 短時間会計年度任用職員の報酬（月額により定めるものを除く。）については、その都度又は一ヶ月の分をその翌月の15日以後の日のうち規則で定める日に支給する。

(休職者の給与)

第20条 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与については、給与条例第25条の規定の例による。

(短時間会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

第21条 短時間会計年度任用職員が通勤のため交通機関若しくは有料の道路を利用してその運賃若しくは料金を負担し、又は交通の用具を使用したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例適用職員に支給される通勤手当の例による。

(短時間会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償)

第22条 短時間会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例適用職員に支給される旅費の例による。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第23条 会計年度任用職員の勤務時間及び休日については、勤務時間等条例適用職員の例による。

(会計年度任用職員の休暇)

第24条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 前項の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第25条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮し、規則で定める。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第86号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(一関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 一関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年一関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 一関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年一関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除外。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除外。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 一関市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年一関市条例第24号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>
2	<p>(特例)</p> <p>第5条 法第28条第4項に規定する条例に特別の定めがある場合は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行が猶予された者で、情状により特にその職を保有させることが適当であると任命権者が認めた場合とする。</p>	<p>(特例)</p> <p>第5条 法第28条第4項に規定する条例に特別の定めがある場合は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行が猶予された者で、情状により特にその職を保有させることが適当であると任命権者が認めた場合とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>		

(一関市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 一関市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額_____の10分の1以下を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年一関市条例第 号)第3条及び第5条に規定する報酬の額)の10分の1以下を_____減ずるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員_____の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第21条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 一関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年一関市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <hr/> <p>_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められる範囲内で、規則で定めるところにより、号給の必要な調整を行うことができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められる範囲内で、規則で定めるところにより、号給の必要な調整を行うことができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法_____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第7条 一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）の一部を次のように改正する。</p>	

<p>(単純労務者の給与の種類及び基準)</p> <p>第27条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員_____の給与の種類</p> <p>は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>行政職給料表</p> <p>[略]</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、<u>第26条及び第27条</u>に規定する職員を除く。</p>	<p>(単純労務者の給与の種類及び基準)</p> <p>第27条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員<u>(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>の給与の種類</p> <p>は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>行政職給料表</p> <p>[略]</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、_____第27条に規定する職員を除く。</p>
<p>2 (期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第25条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、_____<u>、又は死亡した職員(第25条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規</p>

定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 [略]

(退職者の給与)

第25条 [略]

2～7 [略]

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 [略]

(退職者の給与)

第25条 [略]

2～7 [略]

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____

<p>職し、又は死亡したときは、その第19条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>9 [略]</p>	<p>____、又は死亡したときは、その同項____の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>9 [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市旅費支給に関する条例の一部改正)

第8条 一関市旅費支給に関する条例（平成17年一関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）に基づき給与を受ける職員、一関市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成20年一関市条例第30号）に基づき議員報酬を受ける議会の議員及び一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）に基づき給与を受ける職員_____をいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）に基づき給与を受ける職員、一関市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成20年一関市条例第30号）に基づき議員報酬を受ける議会の議員及び一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）に基づき給与を受ける職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法_____第28条第4項又は第29条の規定により退職となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 一関市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年一関市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（非常勤職員の給与）</u> 第19条 <u>企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することができる。</u></p>	<p><u>（会計年度任用職員の給与の種類及び基準）</u> 第19条 <u>上下水道企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与の種類は、給料及び手当とする。</u> <u>2 前項の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。</u> <u>3 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年一関市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（臨時的任用職員等の給与）</u> 第25条 <u>臨時的任用職員等の給与は、賃金又は報酬とし、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当又は期末手当を、職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で支給することができる。</u></p>	<p><u>（会計年度任用職員の給与の種類及び基準）</u> 第25条 <u>病院企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与の種類は、給料及び手当とする。</u> <u>2 前項の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。</u> <u>3 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の表2の項及び第7条の表2の項の改正部分は、令和元年12月14日から施行する。

3～5 [略]

(債権の放棄)

第13条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該債権並びにこれに係る既に発生した督促手数料及び延滞金又は遅延損害金を放棄することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 当該債権につき消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

(4) [略]

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合_____において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6)・(7) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に発生する遅延損害金について適用し、同日前に発生した遅延損害金については、なお従前の例による。

3～5 [略]

(債権の放棄)

第13条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該債権並びにこれに係る既に発生した督促手数料及び延滞金又は遅延損害金を放棄することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき。

(4) [略]

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6)・(7) [略]

2 [略]

議案第88号

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

一関市スポーツ施設条例（平成17年一関市条例第95号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
施設	施設の名称	位置	施設	施設の名称	位置
[略]			[略]		
体育館	一関市総合体育館	[略]	体育館	一関市総合体育館	[略]
	花泉体育館	[略]		東口体育館	一関市字柳町4番地1
	[略]			花泉体育館	[略]
[略]			[略]		
キャンプ場	[略]		キャンプ場	[略]	
	黄金山キャンプ場	[略]		黄金山キャンプ場	[略]
	唐梅館キャンプ場	一関市東山町長坂字西本町224番地124			
[略]			[略]		

別表第2（第5条関係）

施設	施設の名称	利用期間	利用時間	休日
[略]				
体育館	一関市総合体育館	[略]	[略]	[略]
	花泉体育館	[略]		
[略]				
キャンプ場	[略]			
	黄金山キャンプ場	[略]		
	唐梅館キャンプ場	5月1日から 10月31日まで		毎週月曜日
[略]				

備考 [略]

別表第3（第9条関係）

- 1 営利を目的としない場合
 (1) 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

名称	種別	区分	単位	使用料	摘要
[略]					
一関市総合体育館	[略]				

別表第2（第5条関係）

施設	施設の名称	利用期間	利用時間	休日
[略]				
体育館	一関市総合体育館	[略]	[略]	[略]
	東口体育館	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後10時まで	毎週月曜日
	花泉体育館	[略]		
[略]				
キャンプ場	[略]			
	黄金山キャンプ場	[略]		
[略]				

備考 [略]

別表第3（第9条関係）

- 1 営利を目的としない場合
 (1) 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

名称	種別	区分	単位	使用料	摘要
[略]					
一関市総合体育館	[略]				
東口体育	アリー	専用	高校生	1時	600 専用利用におい

唐梅館キ ヤンプ場	高校生以下	<u>1人</u>	<u>50</u>						
	一般	<u>1回</u>	<u>100</u>						
[略]				[略]					
備考 [略] (2) [略] 2～4 [略]				備考 [略] (2) [略] 2～4 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

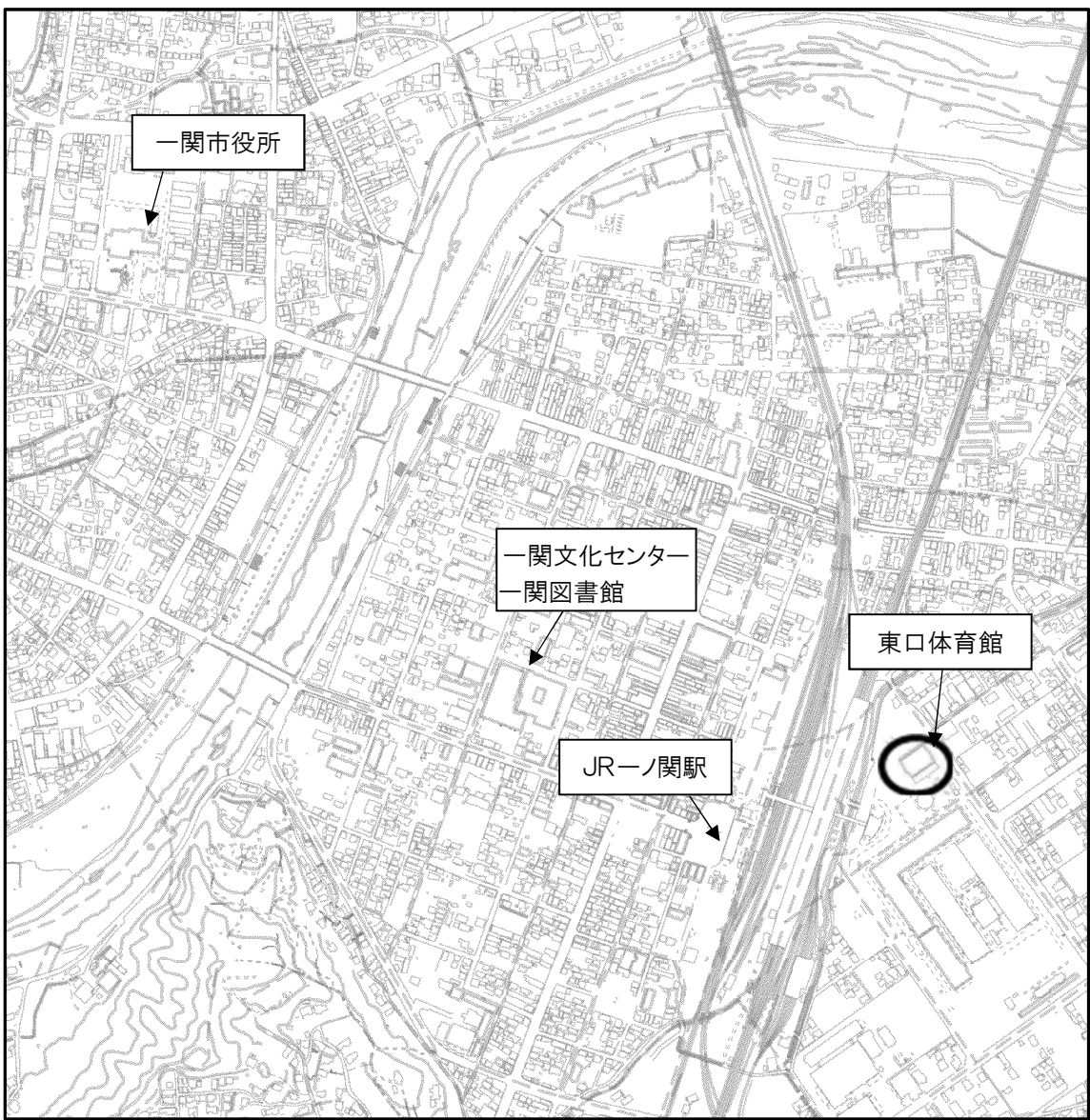
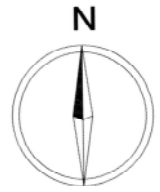
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

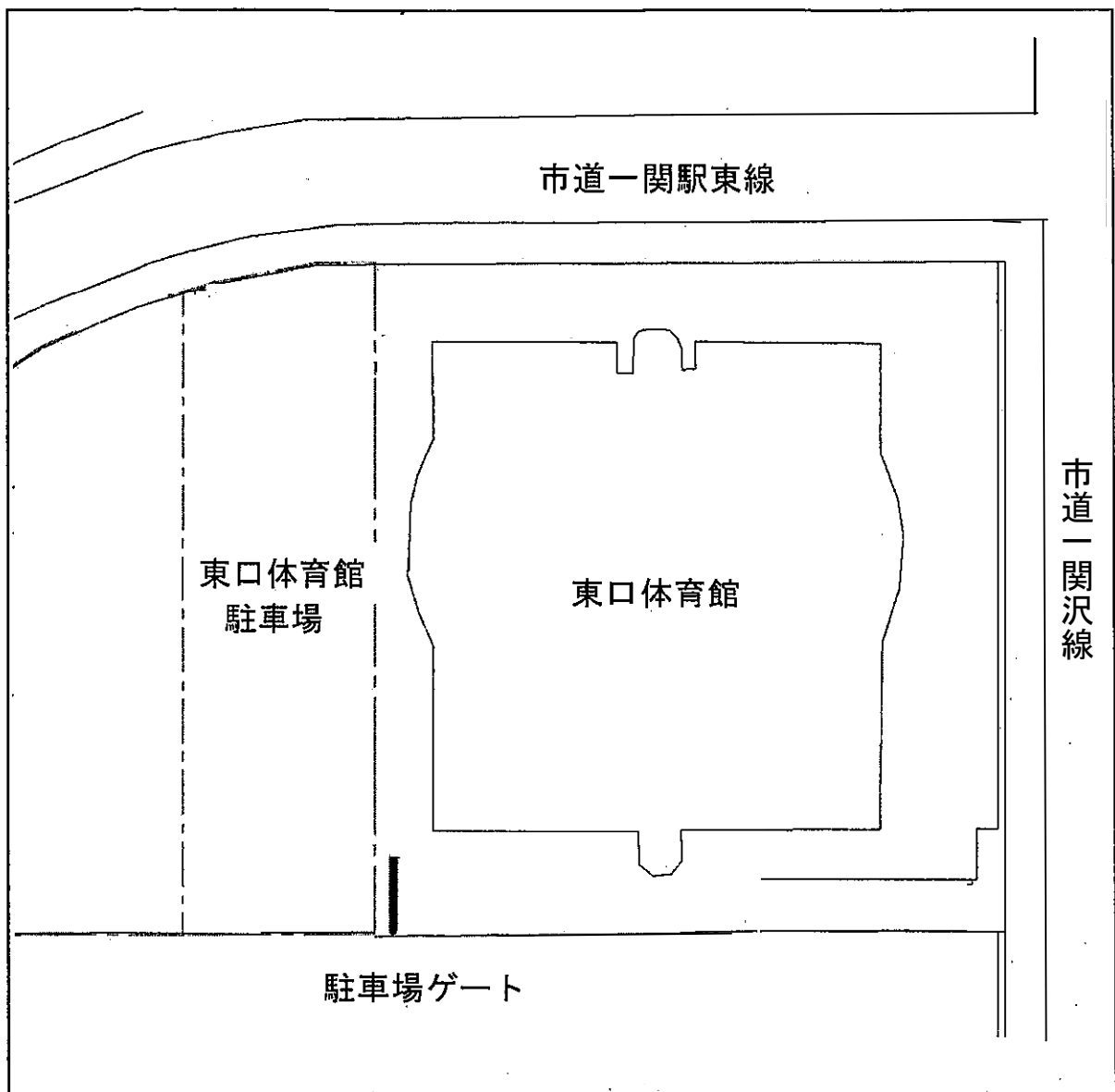
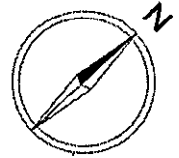
(準備行為)

2 この条例による改正後の一関市スポーツ施設条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

位 置 図



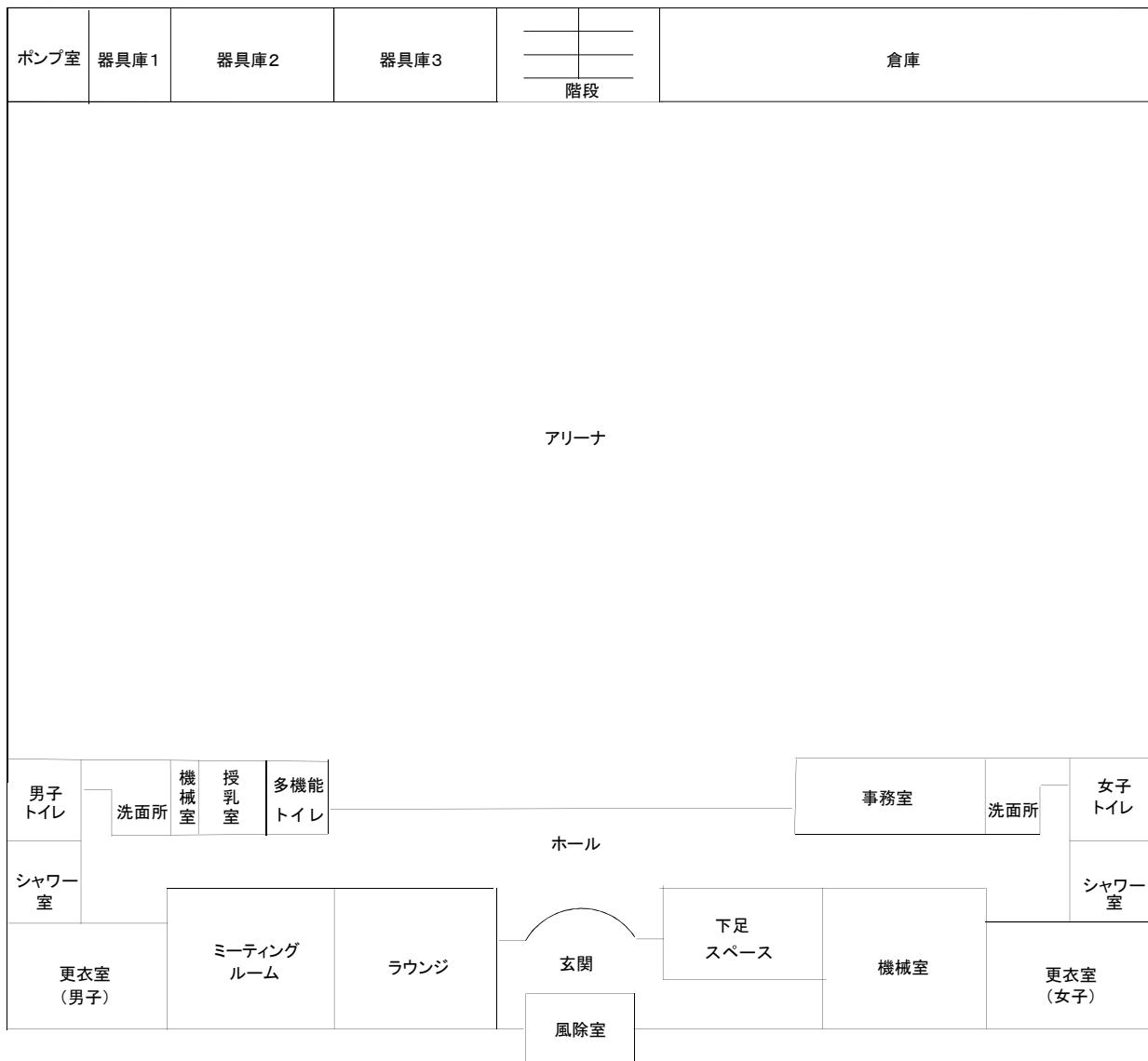
配 置 図



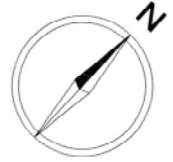
平面図



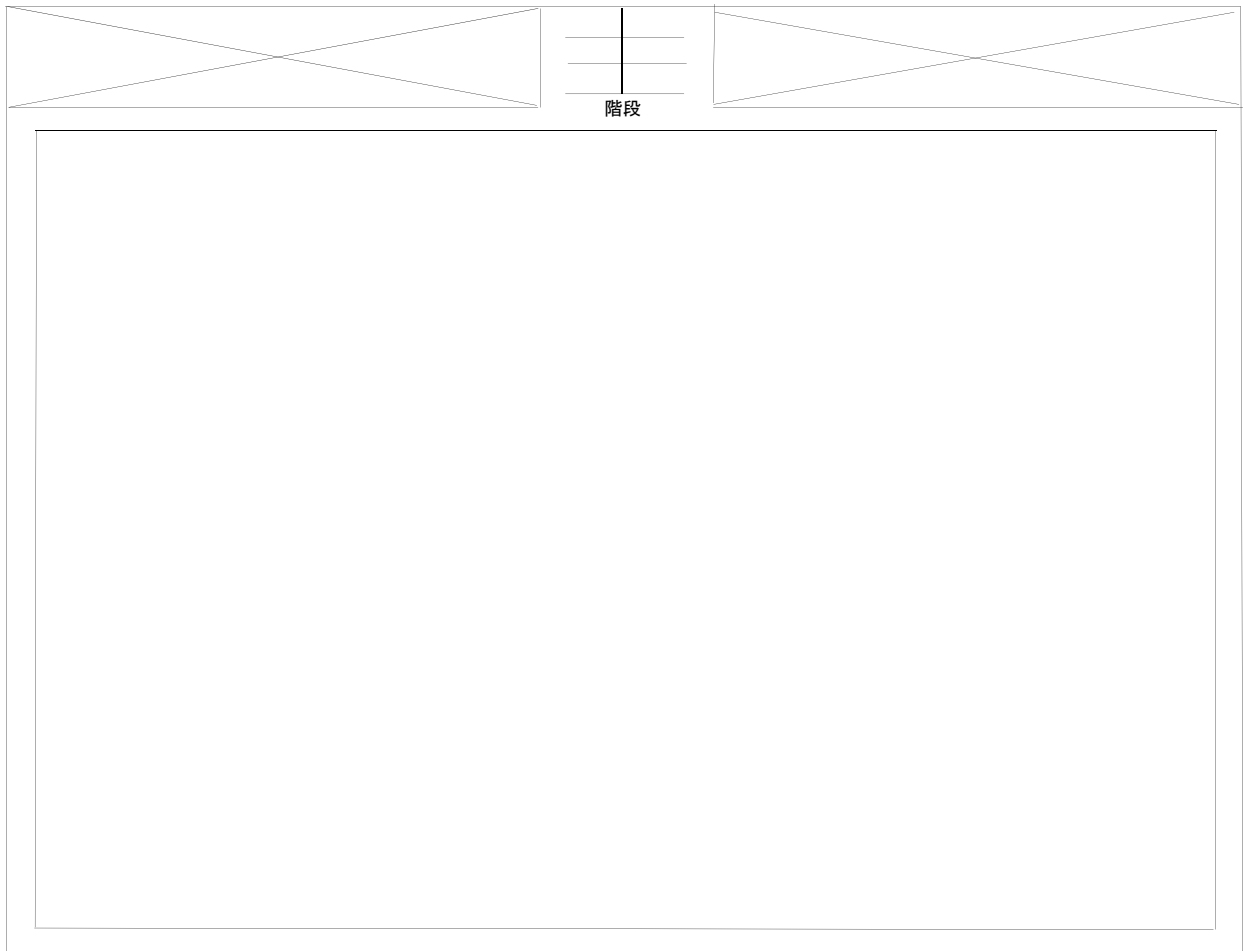
1階



平 面 図



2 階



議案第89号

一関市へき地保育所条例を廃止する条例の制定について

一関市へき地保育所条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

一関市へき地保育所条例を廃止する条例

一関市へき地保育所条例（平成18年一関市条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第91号

一 関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市手数料条例の一部を改正する条例

一 関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
[略]				[略]			
51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） (1) _____次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～オ [略] (2) [略]	51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき	_____ (1)に定める額（法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） (1) <u>建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u> ア～オ [略] (2) [略]

52 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき	<u>棟ごとに</u> 、51の項(1)ア(ア)若しくは(イ)、同項(1)イ(ア)若しくは(イ)同項(1)ウ(ア)若しくは(イ)同項(1)エ(ア)若しくは(イ)又は同項(1)オ(ア)若しくは(イ)に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)若しくは(イ)、同項(1)イ(ア)若しくは(イ)同項(1)ウ(ア)若しくは(イ)同項(1)エ(ア)若しくは(イ)又は同項(1)オ(ア)若しくは(イ)に定める額(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)	52 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき	<u>51の項(1)ア(ア)</u> 若しくは(イ)、同項(1)イ(ア)若しくは(イ)同項(1)ウ(ア)若しくは(イ)同項(1)エ(ア)若しくは(イ)又は同項(1)オ(ア)若しくは(イ)に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)若しくは(イ)、同項(1)イ(ア)若しくは(イ)同項(1)ウ(ア)若しくは(イ)同項(1)エ(ア)若しくは(イ)又は同項(1)オ(ア)若しくは(イ)に定める額(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)
53 [略]				53 [略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

議案第92号

一関市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することなどに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

一関市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することなどに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

一関市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することなどに伴う関係条例の整備に関する条例

(一関市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 一関市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年一関市条例第196号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="250 754 1104 831">一関市<u>水道事業及び工業用水道事業</u>の設置等に関する条例</p> <p data-bbox="210 890 293 922">(設置)</p> <p data-bbox="161 938 1104 1015">第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民その他の需要者に供給するため、水道事業及び工業用水道事業を設置する。</p>	<p data-bbox="1216 754 2067 831">一関市<u>水道事業、工業用水道事業及び下水道事業</u>の設置等に関する条例</p> <p data-bbox="1176 890 1258 922">(設置)</p> <p data-bbox="1126 938 2067 1015">第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民その他の需要者に供給するため、水道事業及び工業用水道事業を設置する。</p> <p data-bbox="1126 1031 2067 1150">2 <u>都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)</u>を設置する。</p> <p data-bbox="1176 1209 1370 1241"><u>(法の全部適用)</u></p> <p data-bbox="1126 1257 2067 1426">第1条の2 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u>第2条第3項及び<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)</u>第1条第2項の規定により、下水道事業に<u>法の規定の全部を適用する。</u></p>

(経営の基本)

第2条 水道事業及び工業用水道事業

_____は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(名称、給水区域等)

第3条 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

[略]

2 工業用水道事業の名称、給水区域及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

[略]

(管理者及び組織)

第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第8条の2の規定に基づき、水道事業及び工業用水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため水道部_____を置く。

(経営の基本)

第2条 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(名称、____区域等)

第3条 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

[略]

2 工業用水道事業の名称、給水区域及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

[略]

3 下水道事業の処理区域は、次の各号に掲げる事業に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公共下水道事業 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定める事業計画の区域

(2) 農業集落排水事業 一関市農業集落排水施設条例(平成17年一関市条例第193号)別表第1に定める区域

(管理者及び組織)

第4条 法

_____第7条ただし書及び令

_____第8条の2の規定に基づき、上下水道事業_____に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、上下水道事業_____の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため上下水道部_____を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業及び工業用水道事業(以下「水道事業等」という。)の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつてはその適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項 の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定により議会の議決を得なければならないものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、水道事業等に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつてはその適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により議会の議決を得なければならないものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説

<p>明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業等</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 [略]</p>	<p>明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(一関市特別会計条例の一部改正)</p> <p>第2条 一関市特別会計条例（平成17年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>下水道事業特別会計</u> <u>下水道事業</u></p> <p>(7) <u>農業集落排水事業特別会計</u> <u>農業集落排水事業</u></p> <p>(8) <u>浄化槽事業特別会計</u> <u>浄化槽事業</u></p> <p>(9) <u>物品調達特別会計</u> <u>共通物品の集中購入</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>浄化槽事業特別会計</u> <u>浄化槽事業</u></p> <p>(7) <u>物品調達特別会計</u> <u>共通物品の集中購入</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(一関市下水道条例の一部改正)</p> <p>第3条 一関市下水道条例（平成17年一関市条例第188号）の一部を次のように改正する。</p>	

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 公共下水道の<u>設置、構造</u>の基準及び維持管理については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第2条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これ補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で</p> <hr/> <p><u>定めるものを除く。）</u>にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他<u>規則</u>で定める措置が講じられていること。</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規則</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 公共下水道の_____構造の基準及び維持管理については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第2条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これ補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他<u>管理者</u>が定める措置が講じられていること。</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>管理者</u>が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を</p>

支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) [略]

(処理施設の構造の基準)

第2条の5 第2条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第2条の7において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

(排水設備の設置)

第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、供用開始告示後12箇月以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) [略]

(処理施設の構造の基準)

第2条の5 第2条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第2条の7において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講じられていること。

(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講じること。

(排水設備の設置)

第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、供用開始告示後12箇月以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると管理者が認めるときは、この限りでない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) [略]

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上及び勾配にあつては100分の3以上とすることができる。

[略]

（排水設備等の計画の確認）

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのな

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) [略]

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上及び勾配にあつては100分の3以上とすることができる。

[略]

（排水設備等の計画の確認）

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのな

い変更にあたっては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備指定工事店の指定)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特に市長が必要と認めるときは、その有効期間を5年未満の期間とすることができる。

3 [略]

4 市長は、第1項及び前項の指定等をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知するものとする。

(指定工事店の申請)

第7条 [略]

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準)

第8条 市長は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項に規定する指定をしなければならない。

(1)～(4) [略]

い変更にあたっては、その旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備指定工事店の指定)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特に管理者が必要と認めるときは、その有効期間を5年未満の期間とすることができる。

3 [略]

4 管理者は、第1項及び前項の指定等をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知するものとする。

(指定工事店の申請)

第7条 [略]

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(指定の基準)

第8条 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項に規定する指定をしなければならない。

(1)～(4) [略]

第10条 市長は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 [略]

3 指定工事店は、第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときも、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換交付及び再交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第11条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例又は規則が定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

（変更の届出等）

第12条 指定工事店は、第7条第2項の規定による届出内容に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し又は一時停止）

第13条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は12箇月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)～(6) [略]

第10条 管理者は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 [略]

3 指定工事店は、第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときも、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換交付及び再交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第11条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例又は管理者が定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

（変更の届出等）

第12条 指定工事店は、第7条第2項の規定による届出内容に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

（指定の取消し又は一時停止）

第13条 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は12箇月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(排水設備等の工事の検査)

第14条 排水設備等の新設を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(水質適合のための除害施設の設置等)

第17条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定められるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満であるものには、適用しない。

(水質管理責任者制度)

第18条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

(除害施設の設置等の届出)

第19条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出

2 [略]

(排水設備等の工事の検査)

第14条 排水設備等の新設を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理者が定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(水質適合のための除害施設の設置等)

第17条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち、管理者が定められるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満であるものには、適用しない。

(水質管理責任者制度)

第18条 除害施設又は特定施設を設置した者は、管理者が定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

(除害施設の設置等の届出)

第19条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出

なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

第20条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第21条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 [略]

(使用料の徴収)

第22条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算に伴う追加徴収又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要があると認めるときに行う。

なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

第20条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第21条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 [略]

(使用料の徴収)

第22条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算に伴う追加徴収又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要があると認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第23条 [略]

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量として、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して15日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 [略]

(資料の提出)

第24条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(公共ます及び取付管の設置)

第25条 [略]

- 2 公共ます及び取付管の共同使用をする者は、代表者を選定し、市長に届け出なければならない。

3 [略]

(使用料の算定方法)

第23条 [略]

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量として、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
 - (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者が定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して15日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 [略]

(資料の提出)

第24条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(公共ます及び取付管の設置)

第25条 [略]

- 2 公共ます及び取付管の共同使用をする者は、代表者を選定し、管理者に届け出なければならない。

3 [略]

(公共下水道付近地の掘削)

第26条 公共下水道の排水管及び排水きよの付近地で掘削工事を行う者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の工事を行う者に対し、公共下水道の排水管及び排水きよの機能を維持し、又はその構造を保全するため必要な指示をすることができる。

(改善命令)

第27条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) [略]

(占用)

第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置につい

(公共下水道付近地の掘削)

第26条 公共下水道の排水管及び排水渠の付近地で掘削工事を行う者は、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の工事を行う者に対し、公共下水道の排水管及び排水渠の機能を維持し、又はその構造を保全するため必要な指示をすることができる。

(改善命令)

第27条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) [略]

(占用)

第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置につい

ては、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1)～(7) [略]

2 市長は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。

3 [略]

(暗渠の使用に係る調査)

第31条 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分（以下単に「暗渠」という。）に電線又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第17条の2第2号に規定する物件（以下「電線等」という。）を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該暗渠についての使用の可能性を確認する調査（以下単に「調査」という。）を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。

(暗渠の使用)

第32条 暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(暗渠の使用に係る許可の基準)

第33条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次

ては、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1)～(7) [略]

2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。

3 [略]

(暗渠の使用に係る調査)

第31条 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分（以下単に「暗渠」という。）に電線又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第17条の2第2号に規定する物件（以下「電線等」という。）を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、当該暗渠についての使用の可能性を確認する調査（以下単に「調査」という。）を管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。

(暗渠の使用)

第32条 暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(暗渠の使用に係る許可の基準)

第33条 管理者は、前条の申請があった場合において、当該申請が次

に掲げる基準のすべてに適合するときは、当該使用を許可することができる。

(1) [略]

(2) 申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

(3)～(8) [略]

2 市長は、申請者による使用の申請があった日から1月以内に使用の可否についての決定をするものとする。

3 市長は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

5 市長は、第1項の許可を受けた者から、暗渠の使用に係る使用料（以下「暗渠使用料」という。）を一関市道路占用料条例により徴収する。

（許可の条件）

第34条 市長は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長に対して自己の責めに帰すべき事由により暗渠の使用の中止を求める場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(2)・(3) [略]

（使用期間）

に掲げる基準のすべてに適合するときは、当該使用を許可することができる。

(1) [略]

(2) 申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、管理者が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

(3)～(8) [略]

2 管理者は、申請者による使用の申請があった日から1月以内に使用の可否についての決定をするものとする。

3 管理者は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

4 管理者は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

5 管理者は、第1項の許可を受けた者から、暗渠の使用に係る使用料（以下「暗渠使用料」という。）を一関市道路占用料条例により徴収する。

（許可の条件）

第34条 管理者は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、管理者に対して自己の責めに帰すべき事由により暗渠の使用の中止を求める場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(2)・(3) [略]

（使用期間）

第35条 [略]

2 市長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第33条第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると定めた場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消し)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。

(1)～(6) [略]

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が使用期間中に公益上やむを得ない理由により電線等について撤去の必要があると判断した場合

(原状回復)

第37条 第30条の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、第30条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

3 市長は、使用期間が満了したとき、又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、第34条の規定により定める原状回復について必要な指示をすることができる。

第35条 [略]

2 管理者は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠^{きよ}に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第33条第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、管理者が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると定めた場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消し)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。

(1)～(6) [略]

(7) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が使用期間中に公益上やむを得ない理由により電線等について撤去の必要があると判断した場合

(原状回復)

第37条 第30条の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、第30条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

3 管理者は、使用期間が満了したとき、又は使用者が暗渠^{きよ}を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、第34条の規定により定める原状回復について必要な指示をすることができる。

<p>4 <u>市長</u>は、第34条の規定により定める原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適當であると認めたときは、使用者に対して、必要な指示をすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第38条 <u>市長</u>は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用料等の督促手数料及び延滞金)</p> <p>第39条 <u>市長</u>は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納付期限までに納付しない者があるときは、一関市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年一関市条例第50号）により徴収する。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第40条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例に定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>4 <u>管理者</u>は、第34条の規定により定める原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が暗渠^{きよ}を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適當であると認めたときは、使用者に対して、必要な指示をすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第38条 <u>管理者</u>は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用料等の督促手数料及び延滞金)</p> <p>第39条 <u>管理者</u>は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納付期限までに納付しない者があるときは、一関市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年一関市条例第50号）により徴収する。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第40条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例に定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>
<p>2 (指定工事店の申請)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(指定工事店の申請)</p> <p>第7条 [略]</p>

<p>2 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u> イ・ウ [略]</p> <p>エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>2 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて</u> _____ 復権を得ない者 イ・ウ [略]</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるとき。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正)

第4条 一関市公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成17年一関市条例第189号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受益者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸</p>

借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、当該地上権等を有するものをいう。ただし、地上権等の目的となっている土地について地上権等を有するものと当該土地所有者とが協議し、当該土地の所有者を分担金の徴収を受けるものと定め、その旨を市長

に届け出たとき

は、当該土地の所有者を受益者とみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。以下「質権等」という。）の目的となっている建築物について質権等を有するものと当該建築物所有者とが協議し、当該建築物の質権等を有するものを分担金の徴収を受けるものと定め、その旨を市長に届け出たときは、当該建築物の質権等を有するものを受益者とみなす。

（賦課対象区域の決定等）

第4条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 [略]

（受益者の申告）

第5条 受益者は、前条の公告の日以後において、市長が定める日までに、その所有し、又は地上権等を有する土地の地積等又は建築物について申告しなければならない。

（不申告等に係る認定）

借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、当該地上権等を有するものをいう。ただし、地上権等の目的となっている土地について地上権等を有するものと当該土地所有者とが協議し、当該土地の所有者を分担金の徴収を受けるものと定め、その旨を水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届け出たときは、当該土地の所有者を受益者とみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。以下「質権等」という。）の目的となっている建築物について質権等を有するものと当該建築物所有者とが協議し、当該建築物の質権等を有するものを分担金の徴収を受けるものと定め、その旨を管理者に届け出たときは、当該建築物の質権等を有するものを受益者とみなす。

（賦課対象区域の決定等）

第4条 管理者は、毎年度の当初に、当該年度内に分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 [略]

（受益者の申告）

第5条 受益者は、前条の公告の日以後において、管理者が定める日までに、その所有し、又は地上権等を有する土地の地積等又は建築物について申告しなければならない。

（不申告等に係る認定）

第6条 市長は、前条に規定する申告がない場合又は申告内容が事実と異なると認められた場合においては、申告によらないで受益者又は地積を認定することができる。

(分担金の賦課及び徴収)

第7条 市長は、第4条の公告の日現在における当該公告をした賦課対象区域内の受益者ごとに、第3条の規定により算出した額の分担金を賦課するものとする。

2 [略]

3 市長は、第1項の規定により分担金を賦課したときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

4 [略]

(分担金の納期等)

第8条 [略]

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 [略]

(分担金の一括納付報奨金)

第9条 市長は、受益者が第7条第4項ただし書の規定により一括納付をしたときは、当該受益者に報奨金を交付することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第6条 管理者は、前条に規定する申告がない場合又は申告内容が事実と異なると認められた場合においては、申告によらないで受益者又は地積を認定することができる。

(分担金の賦課及び徴収)

第7条 管理者は、第4条の公告の日現在における当該公告をした賦課対象区域内の受益者ごとに、第3条の規定により算出した額の分担金を賦課するものとする。

2 [略]

3 管理者は、第1項の規定により分担金を賦課したときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

4 [略]

(分担金の納期等)

第8条 [略]

2 管理者は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 [略]

(分担金の一括納付報奨金)

第9条 管理者は、受益者が第7条第4項ただし書の規定により一括納付をしたときは、当該受益者に報奨金を交付することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(一関市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 一関市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年一関市条例第190号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受益者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、当該地上権等を有するものをいう。ただし、地上権等の目的となっている土地について地上権等を有するものと当該土地所有者とが協議し、当該土地の所有者を負担金の徴収を受けるものと定め、その旨を<u>市長</u> _____ に届け出たときは、当該土地の所有者を受益者とみなす。</p> <p>3 <u>市長</u> は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項ただし書の受益者を定めることができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。以下「質権等」という。)の目的となっている建築物について質権等を有するものと当該建築物所有者とが協議し、当該建築物の質権等を有するものを負担金の徴収を受けるものと定め、その旨を<u>市長</u> _____ に届け出たときは、当該建築物の質権等を有するものを受益者とみなす。</p> <p>(排水区域の公告)</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、当該地上権等を有するものをいう。ただし、地上権等の目的となっている土地について地上権等を有するものと当該土地所有者とが協議し、当該土地の所有者を負担金の徴収を受けるものと定め、その旨を<u>水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「管理者」という。) _____ に届け出たときは、当該土地の所有者を受益者とみなす。</p> <p>3 <u>管理者</u> は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項ただし書の受益者を定めることができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。以下「質権等」という。)の目的となっている建築物について質権等を有するものと当該建築物所有者とが協議し、当該建築物の質権等を有するものを負担金の徴収を受けるものと定め、その旨を<u>管理者</u> _____ に届け出たときは、当該建築物の質権等を有するものを受益者とみなす。</p> <p>(排水区域の公告)</p>

第4条 市長は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を定め、これを公告しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(賦課対象区域の決定等)

第6条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 [略]

(受益者の申告)

第7条 受益者は、前条の公告の日以後において、市長が定める日までに、その所有し、又は地上権を有する土地の地積等について申告しなければならない。

(不申告等に係る認定)

第8条 市長は、前条に規定する申告がない場合又は申告内容が事実と異なると認められた場合においては、申告によらないで受益者又は地積を認定することができる。

(負担金の賦課及び徴収)

第9条 市長は、第6条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算定した額の負担金を賦課するものとする。

2 [略]

3 市長は、第1項の規定により負担金を賦課したときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

第4条 管理者は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を定め、これを公告しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(賦課対象区域の決定等)

第6条 管理者は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 [略]

(受益者の申告)

第7条 受益者は、前条の公告の日以後において、管理者が定める日までに、その所有し、又は地上権を有する土地の地積等について申告しなければならない。

(不申告等に係る認定)

第8条 管理者は、前条に規定する申告がない場合又は申告内容が事実と異なると認められた場合においては、申告によらないで受益者又は地積を認定することができる。

(負担金の賦課及び徴収)

第9条 管理者は、第6条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算定した額の負担金を賦課するものとする。

2 [略]

3 管理者は、第1項の規定により負担金を賦課したときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

4 [略]

(負担金の納期等)

第10条 [略]

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 [略]

(負担金の一括納付報奨金)

第11条 市長は、受益者が第9条第4項ただし書の規定により一括納付をしたときは、当該受益者に報奨金を交付することができる。

(負担金の繰上徴収)

第12条 市長は、既に負担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期の到来前であってもその納期限を繰り上げて負担金を徴収することができる。

(1)～(4) [略]

(負担金の徴収猶予)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) [略]

(負担金の減免)

第14条 [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。

4 [略]

(負担金の納期等)

第10条 [略]

2 管理者は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 [略]

(負担金の一括納付報奨金)

第11条 管理者は、受益者が第9条第4項ただし書の規定により一括納付をしたときは、当該受益者に報奨金を交付することができる。

(負担金の繰上徴収)

第12条 管理者は、既に負担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期の到来前であってもその納期限を繰り上げて負担金を徴収することができる。

(1)～(4) [略]

(負担金の徴収猶予)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) [略]

(負担金の減免)

第14条 [略]

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)～(6) [略]

3 前項の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書を市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により負担金の減額又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届出しなければならない。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第15条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たとき、又は新たに受益者になった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第9条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納期限の到来しているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

(排水区域が拡張された場合の取扱い)

第16条 市長は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

(督促及び延滞金の徴収)

第17条 [略]

2 市長は、前項の規定による督促をした場合においては、第10条に規定する当該督促に係る負担金の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金の額に年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収するものとする。

(1)～(6) [略]

3 前項の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書を管理者に提出しなければならない。

4 第2項の規定により負担金の減額又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を管理者に届出なければならない。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第15条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たとき、又は新たに受益者になった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第9条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納期限の到来しているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

(排水区域が拡張された場合の取扱い)

第16条 管理者は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

(督促及び延滞金の徴収)

第17条 [略]

2 管理者は、前項の規定による督促をした場合においては、第10条に規定する当該督促に係る負担金の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金の額に年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収するものとする。

<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 汚水 下水道法（昭和33年法律第79号。<u>以下「法」という。</u>）第2条第1号に規定する汚水をいう。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(排水設備工事の施工)</p> <p>第5条 排水設備工事は、一関市下水道条例（平成17年一関市条例第188号。<u>以下「下水道条例」という。</u>）第6条第1項に規定する<u>市長</u>の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 汚水 下水道法（昭和33年法律第79号_____）第2条第1号に規定する汚水をいう。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(排水設備工事の施工)</p> <p>第5条 排水設備工事は、一関市下水道条例（平成17年一関市条例第188号。_____）第6条第1項に規定する<u>水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>の指定を受けた者_____でなければ行つてはならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（一関市農業集落排水施設条例の一部改正）</p> <p>第8条 一関市農業集落排水施設条例（平成17年一関市条例第193号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、農業集落排水施設の<u>設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(排水設備等の計画の確認及び施工)</p> <p>第4条 排水設備の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則で</u>_____定めるところにより、申請書に必要な書類を添付し</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、農業集落排水施設の_____管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(排水設備等の計画の確認及び施工)</p> <p>第4条 排水設備の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付し</p>

て提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更に当たっては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。
- 3 排水設備の新設等の工事は、一関市下水道条例（平成17年一関市条例第188号）第6条第1項に規定する市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

（排水設備の工事の検査）

第5条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

（排水設備の新設等を行おうとする者が行う農業集落排水施設の設置）

第6条 排水設備の新設等を行おうとする者が、特別な事情により公共ます及びその取付管の増設又は改築を必要とするときは、市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 [略]

（使用開始等の届出）

て提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更に当たっては、その旨を管理者に届け出ることをもって足りる。
- 3 排水設備の新設等の工事は、一関市下水道条例（平成17年一関市条例第188号）第6条第1項に規定する管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

（排水設備の工事の検査）

第5条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、管理者が定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

（排水設備の新設等を行おうとする者が行う農業集落排水施設の設置）

第6条 排水設備の新設等を行おうとする者が、特別な事情により公共ます及びその取付管の増設又は改築を必要とするときは、管理者に申請書を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 [略]

（使用開始等の届出）

第8条 使用者が農業集落排水施設の利用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその利用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 [略]

(使用料の徴収)

第9条 市長は、農業集落排水施設の利用について、使用者から使用料を徴収する。

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため農業集落排水施設を使用する場合その他の農業集落排水施設を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算に伴う追加徴収又は還付は、使用者から農業集落排水施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第10条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める額とする。

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で利用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の利用の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量として、当該使用水量は使用者の利用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い利用する水の量がその営

第8条 使用者が農業集落排水施設の利用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその利用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 [略]

(使用料の徴収)

第9条 管理者は、農業集落排水施設の利用について、使用者から使用料を徴収する。

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため農業集落排水施設を使用する場合その他の農業集落排水施設を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算に伴う追加徴収又は還付は、使用者から農業集落排水施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第10条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める額とする。

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で利用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の利用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量として、当該使用水量は使用者の利用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い利用する水の量がその営

業に伴い農業集落排水施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に農業集落排水施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して15日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 [略]

(資料の提出)

第11条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(占有)

第12条 農業集落排水施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して農業集落排水施設の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(7) [略]

2 市長は、前項の許可を受けた者から、占有料を徴収する。

3 [略]

(督促手数料及び延滞金)

第13条 市長は、この条例の規定により徴収する使用料を納付期限までに納付しない者があるときは、一関市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年一関市条例第50号）によりこれを徴収する。

業に伴い農業集落排水施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者が定めるところにより、毎使用月、その使用月に農業集落排水施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して15日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 [略]

(資料の提出)

第11条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(占有)

第12条 農業集落排水施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して農業集落排水施設の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(7) [略]

2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占有料を徴収する。

3 [略]

(督促手数料及び延滞金)

第13条 管理者は、この条例の規定により徴収する使用料を納付期限までに納付しない者があるときは、一関市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年一関市条例第50号）によりこれを徴収する。

<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、使用者に対し、報告を求め、又は職員をして排水施設の存する土地若しくは建物に立ち入り、排水設備の検査をさせることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、使用者又はその他の者が故意又は過失により農業集落排水施設に損害を与えたときは、その復旧に要する費用の一部又は全部を賠償させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第15条 <u>管理者</u>は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、使用者に対し、報告を求め、又は職員をして排水施設の存する土地若しくは建物に立ち入り、排水設備の検査をさせることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 <u>管理者</u>は、使用者又はその他の者が故意又は過失により農業集落排水施設に損害を与えたときは、その復旧に要する費用の一部又は全部を賠償させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部改正)

第9条 一関市農業集落排水事業受益者分担に関する条例（平成17年一関市条例第194号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 受益者 排水区域内に存する宅地（耕作の目的に供される土地以</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 受益者 排水区域内に存する宅地（耕作の目的に供される土地以</p>

外の土地で、規則で

定める家屋（以下「家屋」という。）の敷地に供されているものをいう。）を所有する者（当該宅地を所有する者と当該宅地に係る地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を有する者とが協議して、これらの者の中から分担金の徴収を受ける者を定め、その旨を市長に届け出たときは、その者）で、排水施設を使用しようとするものをいう。

（排水区域の告示）

第3条 市長は、事業の排水区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

（分担金の徴収）

第4条 市長は、事業に要する費用の一部を受益者に分担させるものとする。

2 [略]

（分担金の徴収方法）

第6条 市長は、分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、納付方法、納期等を受益者に通知するものとする。

2・3 [略]

4 市長は、特別な事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

5 [略]

（分担金の一括納付報奨金）

外の土地で、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める家屋（以下

「家屋」という。）の敷地に供されているものをいう。）を所有する者（当該宅地を所有する者と当該宅地に係る地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を有する者とが協議して、これらの者の中から分担金の徴収を受ける者を定め、その旨を管理者に届け出たときは、その者）で、排水施設を使用しようとするものをいう。

（排水区域の告示）

第3条 管理者は、事業の排水区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

（分担金の徴収）

第4条 管理者は、事業に要する費用の一部を受益者に分担させるものとする。

2 [略]

（分担金の徴収方法）

第6条 管理者は、分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、納付方法、納期等を受益者に通知するものとする。

2・3 [略]

4 管理者は、特別な事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

5 [略]

（分担金の一括納付報奨金）

第7条 市長は、受益者が第6条第2項ただし書の規定により一括納付をしたときは、当該受益者に報奨金を交付することができる。

(分担金の繰上徴収)

第8条 市長は、既に分担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期の到来前であってもその納期限を繰り上げて分担金を徴収することができる。

(1)～(4) [略]

(分担金の徴収猶予)

第9条 市長は、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(分担金の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第11条 受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者になった者が、当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該変更の日までにおいて、納付すべき納期に至っている分担金は、従前の受益者が納付するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7条 管理者は、受益者が前条第2項ただし書の規定により一括納付をしたときは、当該受益者に報奨金を交付することができる。

(分担金の繰上徴収)

第8条 管理者は、既に分担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期の到来前であってもその納期限を繰り上げて分担金を徴収することができる。

(1)～(4) [略]

(分担金の徴収猶予)

第9条 管理者は、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(分担金の減免)

第10条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第11条 受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者になった者が、当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該変更の日までにおいて、納付すべき納期に至っている分担金は、従前の受益者が納付するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市水道事業給水条例の一部改正)

第10条 一関市水道事業給水条例（平成17年一関市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 水道事業の給水区域は、<u>水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年一関市条例第196号）の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者 法第16条の2第1項の規定により<u>水道事業</u>の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定した者をいう。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 水道事業の給水区域は、<u>一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年一関市条例第196号）の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者 法第16条の2第1項の規定により<u>水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が指定した者をいう。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 一関市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年一関市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>一関市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>一関市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年一関市条例第196号）第1条に規定する事業の<u>企業職員</u>の給与</p>	<p><u>一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年一関市条例第196号）第1条に規定する事業の<u>上下水道企業職員</u>の給与</p>

の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき 管理職 管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。

の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 上下水道企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第12条 一関市工業用水道事業給水条例（平成23年一関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 工業用水道の給水区域は、<u>一関市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年一関市条例第196号）の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基本使用水量 第7条の規定により、<u>工業用水道事業</u></p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 工業用水道の給水区域は、<u>一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年一関市条例第196号）の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基本使用水量 第7条の規定により、<u>水道事業、工業用水道事業</u></p>

_____の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が給水することとした1日当たりの使用水量をいう。

及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が給水することとした1日当たりの使用水量をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の表2の項の改正部分は、令和元年12月14日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに第3条の規定による改正前の一関市下水道条例、第8条の規定による改正前の一関市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ第3条の規定による改正後の一関市下水道条例、第8条の規定による改正後の一関市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の廃止に伴う剰余金並びに債権及び債務は、下水道事業会計に引き継ぐものとする。

議案第93号

一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年一関市条例第202号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第6条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) [略]</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) [略]</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p>

- (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) [略]

- (1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第94号

令和元年度一関市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和元年11月1日

一関市長 勝 部 修

令和元年度一関市一般会計補正予算（第5号）